

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

1 起業者の名称

雲仙市

2 事業の種類

雲仙市役所・吾妻町ふるさと会館共用駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 長崎県雲仙市吾妻町牛口名字中榎町地内

(2) 使用の部分 なし

4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

雲仙市役所総務部政策企画課

5 事業の認定をした理由

平成29年6月23日付け29雲政企第311号により雲仙市から申請があった雲仙市役所・吾妻町ふるさと会館共用駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県雲仙市吾妻町牛口名字中榎町地内における「雲仙市役所・吾妻町ふるさと会館共用駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業で整備する駐車場は、雲仙市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）及びこれに隣接する公の施設の吾妻町ふるさと会館（以下本庁舎と当会館を併せて「本庁舎等」という。）の一部をなすものである。

普通地方公共団体は、本庁舎については地方自治法第4条で、公の施設については同法第244条でそれぞれ、設定又は設置する権限を有しているから、起業者である雲仙市は、普通地方公共団体として本件事業を施行する権限を有している。

また、雲仙市は、本庁舎並びに各総合支所の計画的な整備を行うため平成24年10月から庁舎整備検討委員会を設置し、「コンパクトで市民に親しまれる庁舎づくり」を基本理念とした庁舎整備計画を策定し、かつ、本件事業に必要な経費について財源処置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、雲仙市において、本庁舎とこれに隣接する吾妻町ふるさと会館共用の来客者用駐車場を整備する事業である。

吾妻町ふるさと会館は、平成5年に、地域の生活文化の振興と社会福祉の増進を図ることを目的として建設された施設で、教育、文化等の生涯学習の活動拠点として、また、小学校や中学校の発表会場や学習施設として、平日、土曜、日曜、祝祭日をとわず、毎日多くの住民が利用しており、平成28年度の利用者は48,400人に上るなど、雲仙市の教育や文化振興等に重要な役割を果たしている。

また、当会館に隣接する本庁舎は雲仙市の行政の拠点であり、平日は、行政に関する各種相談、申請や証明書の交付等を求めて多くの市民が訪れている。

一方、雲仙市は公共交通機関の利便性に恵まれないこともあって、住民の交通移動手段の多くは自家用車に頼っており、毎日、本庁舎等に多くの住民が自家用車で訪れている。

しかしながら、本庁舎等には来客者用駐車場は80台（本庁舎72台、当会館8台）しか確保されておらず、駐車場不足が慢性化している状況である。そして、来客者用駐車場に駐車できない自動車は、本庁舎等敷地の通路等や近隣の市道、民間施設の駐車場に無断駐車されている。そのため、本庁舎等敷地の通路等の人や自動車の安全な通行に支障が生じたり、市道では自動車の円滑な交互交通に支障が生じたり、近隣の民間施設では、

来客者用駐車場を無断占領されているため、来客者が減少し、営業活動に支障が生じるなど、本庁舎等の来客者用駐車場不足は深刻な問題となっている。

加えて、雲仙市では、多様化・高度化する市民ニーズや災害発生時の防災拠点化整備に対応するため、平成29年を目途に、現在、本庁舎、吾妻町ふるさと会館、愛野庁舎別館及び千々石庁舎の4箇所に分散している本庁機能を市役所本庁舎と千々石庁舎の2箇所への集約化を進めており、これに伴い、本庁舎への来庁者が増加し、さらに来客者用駐車場が不足することとなるため、来客者用駐車場の確保が緊要の課題となっている。

本件事業が完成すると、本庁舎等来客者に対応できる駐車台数が確保できることはもとより、これにより、本庁舎等に訪れる住民の本庁舎等敷地や近隣の市道、民間施設駐車場への無断駐車問題が解消される。さらに、当会館の利用が行いやすくなり、地域住民の教育文化活動が一層活性化し、雲仙市がめざす「将来を担う人材づくりと歴史と文化が輝く郷土づくり」を進めることができる。また、本庁舎においても、来庁者へのサービス向上が図られ、議会の傍聴等も容易となり、市民の市政に対する高まりが期待でき、雲仙市がめざす「市民一人ひとりが主役の協働のまちづくりと効率的で戦略性をもった行政運営」の実現に寄与することが認められる。

イ 失われる公共の利益

本件事業の起業地周辺においては、希少性のある動物・植物の分布等は確認されていない。また、起業地は、埋蔵文化財包蔵地として指定された「永中遺跡」の一部に当たるため、埋蔵文化財の確認調査を実施した結果、遺構及び遺物は確認されなかった。なお、工事施工中に遺構や遺物が発見された場合は、雲仙市教育委員会に連絡の上、その取り扱いについて協議することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であることが認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、雲仙市において、本庁舎と吾妻町ふるさと会館共用の来客者用駐車場を整備する事業であり、起業者は駐車場の規模について、来客予定者数を基に必要な駐車台数を算定し、適正な施設の規模を算出し決定している。

また、選定にあたっては、本庁舎等に来庁(館)する市民の利便性を考慮し、本庁舎西側農地(案)(以下、「申請案」という。)と本庁舎南側農地(案)(以下、「第2案」という。)による検討が行われている。

申請案に比べ第2案は、本庁舎等までの移動距離が申請案より長く、来庁者の利便性が劣ること、また、農業振興地域内の農地が潰れることとなり、申請案に比べ、土地利用に与える影響が大きいことなどから、申請案が第2案より合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本庁舎等の来客者用駐車場は、慢性的な駐車場不足の状況であり、駐車できない自動車は、本庁舎等敷地の通路等や近隣の市道、民間施設の駐車場に無断駐車されている。そのため、人や自動車の安全な通行等に支障が生じるなど深刻な問題となっている。

加えて、雲仙市では、多様化・高度化する市民ニーズや災害発生時の防災拠点化整備に対応するため、平成29年を目途に、現在、4箇所に分散している本庁機能を本庁舎と千々石庁舎の2箇所への集約化を進めており、これに伴い、本庁舎への来庁者が増加し、さらに来客者用駐車場が不足することとなるため、来客者用駐車場の確保が緊要の課題となっている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。なお、使用の範囲はない。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

